

平成29年1月

大阪地方裁判所平成29年（フ）第185号 破産者 西日本スキル株式会社

大阪地方裁判所平成29年（フ）第186号 破産者 西日本商務株式会社

破産管財事件に関するご報告

〒541-0041

大阪府中央区北浜3丁目6番13号 日土地淀屋橋ビル

弁護士法人 淀屋橋・山上合同

TEL 06-6202-4776 FAX 06-6202-3375

破産者 西日本スキル株式会社

破産者 西日本商務株式会社

両社破産管財人 阪 口 彰 洋

同管財人代理 吉 田 豪

同 増 山 健

同 田 島 佑 規

(担当事務局 大濱)

西日本スキル株式会社（以下「スキル」といいます。）は、平成29年1月25日午後1時に、西日本商務株式会社（以下「商務」といい、スキルと併せて「両破産会社」といいます。）は、同月27日午前10時に、いずれも大阪地方裁判所において破産手続開始決定を受けました。

ただ、両破産会社の破産管財事件については、破産法31条4項に基づき、財産状況報告集会の期日が定められていません。そこで、取り急ぎ、商務のホームページにおいて、破産申立書から判明している事情をご報告するものです。

なお、当職は、利害関係のない弁護士として、裁判所に選任された者であり、今まで両破産会社とは全く接点がありません。そのため、破産手続開始決定直後である現時点では、両破産会社の実態は十分把握できておらず、以下は、あくまで破産申立書並びに代表者及び申立代理人からの聴取に依拠した内容であることはご了解ください。

第1 破産手続開始に至った事情

1 申立書記載の骨子等

『商務は、リーマン・ショック、東日本大震災、派遣先からのコストダウンの要請等の影響を受けて財務内容が悪化し、債務超過に陥った。そのため、商務は、許認可の更新を受けられなくなることを防ぐため、平成28年12月1日、金融機関の

了解の元で、新設分割によってスキルを設立し、人材派遣業等の業務をスキルに引き継いだ。

しかし、売上の低下などから平成29年1月20日、貸金支払い資金をショートさせるに至り、廃業、破産申立てに至った。』

- 2 なお、商務の代表取締役である横江利宣氏、及び、スキルの代表取締役である山元敏光は、いずれも連帯保証債務の顕在化のため、近々、自己破産申立て予定とのこと。

第2 破産財団の状況

破産申立書では

商務：積極財産は約53万円、負債は13名に対して約8億8548万円

スキル：積極財産は約2684万円、負債は905名に対して約5億2014万円（うち優先的破産債権及び財団債権約2億8993万円）

とされています。

第3 破産管財事務について

当職は、破産手続開始と同時に3名の管財人代理を選任し、直ちに、両破産会社の財産管理・調査、従業員労働者健康安全機構の立替払制度の利用への協力の準備などを行っているところです。

第4 債権届出・債権調査

両破産会社の破産事件は、一般債権者に対する配当の見込みが乏しいと判断されたため、債権届出・債権調査の手続が留保されています（なお、スキルについては、優先的破産債権者、具体的には従業員については、配当できる可能性があります、破産開始決定直後の現時点では、あくまで「可能性がある」という程度のことしか申し上げられません。）。

第5 今後の業務

スキルについては、当面は、派遣先・派遣従業員の法律関係の整理に注力した上で、破産財団の増殖に努めるつもりです。他方、商務については、経緯の調査が必要な不良資産が多いと思われます。

両破産会社の破産手続がどの程度の時間で完了するのか、現時点では全く不明です。

以上